

平成30年9月10日

任期付職員（外国人教師に限る。）

非常勤講師

各位

非常勤職員

総務部人事課人事係

### 労働契約法第18条（無期労働契約への転換）への対応について

平成24年に労働契約法が改正され、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し出により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる制度となりました。（平成25年4月1日施行）

したがって、法施行後、平成30年3月末で5年が経過することに伴い、平成30年4月以降に契約更新（通算5年超）された場合は、無期労働契約転換への申込権が発生することになります。

詳細は、厚生労働省の以下のURLをご確認ください。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

本学との有期労働契約について、無期労働契約へ転換する場合における申し出手続きについては以下のとおりです。

#### 【申し出の手続き】

##### 1. 申し出の対象者

有期労働契約が繰り返し更新され、通算5年を超えた者

（※大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき雇用されている大学教員にあっては通算10年を超えた者）

##### 2. 申し出方法

無期労働契約へ転換の申し出をしようとする者は、無期労働契約転換申込書（本学様式）により、契約期間の満了する日の30日前までに申し出る。（申し出があった場合は、申込書受理通知書を交付します。）

##### 3. 申し出の取下げ

申し出を取下げようとする者は、無期労働契約転換申込取下げ書（本学様式）を、契約期間の満了する日の10日前までに提出する。

##### 4. 申込書等の提出先

総務部人事課人事係（本部棟4階）

※郵送、学内便、直接持参のどの方法でも構いません。

無期労働契約転換申込書は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.u-gakugei.ac.jp/~jinjika/shokuin-bosyu/>

【東京学芸大学ホームページ > 教職員・研究員の募集 > 労働契約法第18条（無期労働契約への転換）への対応について】

なお、無期労働契約に転換した場合に適用される就業規則は以下のとおりとなります。

- ・ 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則 適用者  
⇒国立大学法人東京学芸大学職員就業規則
- ・ 国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則 適用者  
⇒国立大学法人東京学芸大学非常勤講師（無期転換者）就業規則
- ・ 国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則 適用者  
⇒国立大学法人東京学芸大学非常勤職員（無期転換者）就業規則

**【本件担当】**

東京学芸大学総務部人事課人事係

TEL: 042-329-7124

E-mail: [jinjika@u-gakugei.ac.jp](mailto:jinjika@u-gakugei.ac.jp)